

議案第51号

芽室町病院事業の設置等に関する条例中一部改正の件

芽室町病院事業の設置等に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和元年12月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

芽室町病院事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条第1項中「芽室町の休日を定める条例」の次に「（平成3年条例第1号）」を加え、同条第2項中「（平成3年条例第1号）」を削る。

別表第3項と第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

公立芽室病院の産婦人科の廃止に伴い、関係条例の改正をしようとするものであります。

芽室町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p><u>(5)</u> 一略一</p> <p><u>(6)</u> 一略一</p> <p><u>(7)</u> 一略一</p> <p><u>(8)</u> 一略一</p> <p><u>(9)</u> 一略一</p> <p>3 一略一</p> <p>(診療日及び診療時間)</p> <p>第11条 診療日及び診療時間は、芽室町の休日を定める条例<u>(平成3年条例第1号)</u>に基づく休日を除き午前8時45分から午後5時15分までとする。</p> <p>2 芽室町の休日を定める条例に基づく休日は、外来患者の診療を休止する。ただし、急患その他やむを得ない事情があると院長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 一略一</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p><u>(5) 産婦人科</u></p> <p><u>(6)</u> 一略一</p> <p><u>(7)</u> 一略一</p> <p><u>(8)</u> 一略一</p> <p><u>(9)</u> 一略一</p> <p><u>(10)</u> 一略一</p> <p>3 一略一</p> <p>(診療日及び診療時間)</p> <p>第11条 診療日及び診療時間は、芽室町の休日を定める条例に基づく休日を除き午前8時45分から午後5時15分までとする。</p> <p>2 芽室町の休日を定める条例<u>(平成3年条例第1号)</u>に基づく休日は、外来患者の診療を休止する。ただし、急患その他やむを得ない事情があると院長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 一略一</p>

改正案	現 行
<p>別表（第9条関係） 1と2 一略一</p> <p><u>3</u> 病衣使用料 入院1日につき 60円</p> <p><u>4</u> 診療録等開示手数料 1件につき 1,000円</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>別表（第9条関係） 1と2 一略一</p> <p><u>3</u> <u>分娩介助料 1件につき</u> <u>診療時間内 155,000円</u> <u>診療時間外 160,000円</u> <u>深夜、祝休日 165,000円</u> <u>(双生児の場合は、5割増)</u></p> <p><u>4</u> <u>胎盤処置料 1件につき 600円</u></p> <p><u>5</u> 病衣使用料 入院1日につき 60円</p> <p><u>6</u> 診療録等開示手数料 1件につき 1,000円</p>